

失語症者向け意思疎通支援者の養成と派遣について

- 部会報告書で「きめ細かな見直しを行うべき」とされたことを踏まえ、失語症者向け意思疎通支援者のあり方を検討し、平成30年度より各都道府県で失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業を実施。

平成28年度

平成29年度

平成30年度

平成31年度～

派遣

地域生活支援事業

- 意思疎通支援事業(市町村必須事業)の中で失語症者が対象であることを明確化
※地域の実情を勘案し、都道府県が市町村に代わって実施することも可能。

地域生活支援事業(特別支援事業)
※手上げによりモデル的に実施。

国で具体的な実施要綱を作成し、数カ所の自治体においてモデル的に事業を実施する。
(具体的には、平成26、27年度調査研究事業において作成したカリキュラムを活用した養成事業の実施等)

調査研究事業

平成26、27年度調査研究事業の成果を更に実務レベルで活用できるまで内容を精査。

その際に地域生活支援事業でモデル実施している事業内容・効果の検証を同時に行う。

派遣

地域生活支援事業

○失語症者向け意思疎通支援者の派遣
(都道府県必須事業)

→ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業(都道府県必須事業)に失語症者に対する意思疎通支援者の派遣を追加。

養成

地域生活支援事業

○失語症者向け意思疎通支援者の養成(都道府県必須事業)

→ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業(都道府県必須事業)に失語症者に対する意思疎通支援者の養成を追加。

指導者養成

指導者養成研修の実施

- 平成29年度は、(一社)日本言語聴覚士協会の協力のもと、養成研修の講師となる人材を養成する「失語症者向け意思疎通支援者の指導者養成研修」を実施した。
○ 平成30年度以降は、(一社)日本言語聴覚士協会へ委託し、同研修を実施する。